

# 衛生指導課 NEWS

## “産業廃棄物収集運搬等の 取り扱いについて”

平成17年4月1日から産業廃棄物収集運搬車に係る表示及び書面の備え付けが必要となりました。

産業廃棄物を運搬する車両は、車体の外側に産業廃棄物の収集運搬車である旨等の表示が必要となり、運搬車両には運搬中の産業廃棄物に関する情報等の備え付けが必要です。

### 「産業廃棄物収集運搬車に必要な表示内容」

次の事項を車両の両側面に識別しやすい色の文字で鮮明に見やすいように表示しておくことが必要となりました。

- ① 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ② 氏名又は名称
- ③ 統一許可番号（下6けた）＊産業廃棄物収集運搬業者のみ

注意：1 車両への表示は、産業廃棄物運搬業者だけでなく、自ら運搬する場合（いわゆる自社運搬）にも必要

2 特別管理産業廃棄物の運搬車についても、同様の表示で可（「特別管理」の表示は特に必要なし）

\* 表示例は下記のとおり

### 産業廃棄物収集運搬車の表示例

・車両の両側面に鮮明に見やすいよう表示することが必要です。  
(運搬の際、シートに隠れ見えない表示は不可)

### 「備え付ける書面の内容」

産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、運搬車両に次の書面の備え付けが必要です。

- 1 事業者（いわゆる自社運搬の場合）  
(備え付ける書面、以下の事項を記載した書面)
  - ①氏名又は名称及び住所
  - ②運搬する産業廃棄物の種類及び数量
  - ③運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、住所地及び連絡先
  - ④運搬先の事業場の名称、住所地及び連絡先
- 2 産業廃棄物収集運搬業者  
(備え付ける書面、以下の書面)
  - ①産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
  - ②産業廃棄物管理票（マニフェスト）なお、電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証及び運搬する産業廃棄物の種類・量等を記載した書面等）

### 「許可申請、変更届けの際の留意点」

新潟県内で産業廃棄物の収集運搬業の許可申請及び変更届を提出される際には、登録車両に上記の表示内容がなければ受付できません。

- ・140ポイント（4.9cm）以上の大きさの文字
- ・車体に直接塗料を用いて表示する他、マグネットによる着脱式の標章を用いて表示することも可

**産業廃棄物収集運搬車**  
**新潟産業廃棄物株式会社**

1 2 3 4 5 6

- ・90ポイント（3.2cm）以上の大きさの文字
- ・氏名又は名称については、略称や、屋号単独による表示等は認められません。（株）・有等は可

統一許可番号（下6けた）

- ・識別しやすい色の数字
- ・90ポイント（3.2cm）以上の大きさの数字

問合せ先  
 新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課 025-285-5511（内線2508、2505）  
 新潟市環境部清掃課産業廃棄物対策係 025-228-1000（内線2762、2763）

## ニューカッスル病の発生について

平成16年12月27日に前原市のプロイラー農場（約7万羽）の発生に次いで、平成17年4月22日、福岡県小郡市のプロイラー農場（飼養羽数：18鶏舎27,500羽）でニューカッスル病が発生した。その概要は以下のとおりです。

1 前原市のプロイラー農場は、全飼養羽数約7万羽を殺処分し終息した。

2 小郡市のプロイラー農場での防疫経過

3月下旬に7つの鶏舎に9千羽の入雛を行い4月上旬に7日齢でNDワクチン飲水投与した。その後衰弱鶏が散見され、死亡、廃用が増加した。症状として1割程度が元気消失、呼吸器症状、衰弱を呈した。農場からの届け出により、家畜保健所が立入検査を行い、検体採取、移動自粛、鶏舎消毒等を指示した。

検査結果によりウイルスを分離したので、飼養鶏全羽の殺処分等を行い、鶏舎等の消毒作業を実施した。

3 周辺農家の状況

- ・半径3 km以内に6戸85,200羽（肉用鶏4戸、採卵鶏2戸）
- ・立入検査・血液検査を実施し、異常を認めず。

4 防疫対策

幼雛時の予防接種の徹底が重要です。

## 茨城県で発生した高病原性鳥インフルエンザについて

平成17年6月26日（日）に農林水産省と茨城県が共同で高病原性鳥インフルエンザの発生を確認したと発表した。国内での発生は昨年の山口県、大分県及び京都府の各府県で発生しており、今回で5例目となる。

1 農場の概要

茨城県水海道市、採卵養鶏農場（飼養羽数；約2万5千羽）

2 経緯

本年4月頃から産卵率が低下し、死亡羽数のわずかな増加（1か月で最大100羽程度）等臨床症状が確認されたため、5月下旬に民間の検査機関に検査依頼した。6月24日、この検査により、A型インフルエンザを疑うウイルスが分離されたため、25日、（独）動物衛生研究所でウイルスの同定検査を開始し、26日、該当ウイルスはH5N2亜型のA型インフルエンザであることが確認された。

今回の高病原性鳥インフルエンザはH5N1型と異なり、H5N2型で日本で確認されたのは初めてで、病原性は弱いタイプである。

3 防疫対応の状況

6月25日、該当農場及び周辺農場の立入り調査を行い、臨床症状の確認等を行ったが、いずれの農場においても臨床的な異常は確認されていない。分離されたウイルスは弱いタイプのものですが、我が国では病原性の強いタイプに変異する可能性を未然に防止するため、高病原性鳥インフルエンザとして取り扱うこととしており、家畜伝染病予防法及び本病に関する特定家畜伝染病予防指針に基づき、防疫措置を講ずる。

○発生農場：飼養鶏の殺処分（27日）、及び消毒等

○周辺農場：発生農場を中心とした半径5 kmを移動制限区域とし、清浄性が確認されるまでの期間、鶏卵及び飼養鶏の移動を制限した。

4 消費者の皆さんへのお願い

これらの防疫措置は、いずれも鶏への本病のまん延を防ぐためのものであります。

鶏卵や鶏肉を食べて鳥インフルエンザに感染した例は世界的に1例も報告されていません。

## 平成16年度における 主な監視感染症の発生状況について

### ○ 牛海綿状脳症 (BSE)

平成13年9月に我が国初のBSEが確認されて以来、平成16年度末までに16頭の発生があった。また、平成17年4月1頭、5月2頭及び6月1頭、北海道で発生があり合計20頭が確認されている。

### ○ ヨーネ病

ヨーネ病は慢性下痢を主徴とする感染症で、法に基づく定期検査を実施している。ここ数年、北海道では発生農場の同居牛検査及びハイリスク牛の自主淘汰を進めてきた結果、平成12年以降減少傾向にあったが、平成16年度の検査では、39都道府県197戸、1,118頭の発生があり、北海道及び都府県いずれにおいても増加傾向に転じた。なお、本県での16年度の発生はないものも、17年4月に上越市で1頭発生していることから、本病のまん延を防止するため、導入牛等については検査証明書の確認及び着地検査が必要である。

### ○ オーエスキー病

平成17年度は4県で5戸13頭の発生があった。オーエスキー病の発生戸数及び頭数は昭和63年をピーク(59戸、9,491頭)とし、大きく減少したものの、発生県数に大きな変化はなく、一部では常在化の傾向にある。本県は県外導入豚を主体に6,898頭の検査を行い、全頭陰性であった。これからも清浄県を維持するため、導入豚の隔離及び抗体検査を継続する必要がある。

### ○ 高病原性鳥インフルエンザ

平成16年は、高病原性鳥インフルエンザの97年ぶりの発生が5件(うち1件は食鳥処理場での発生)あった。我が国では、平成15年末の韓国での発生を受けて、防疫対策を強化していたところであったが、3例目発生では、大規模な養鶏場での発生であったこと、農家の届出がなかったこと、生きた鶏の出荷先での感染が拡大したこともあり、大規模な防疫活

動を展開し終息した。しかし、依然としてアジア各国での本病の発生が継続しており注意が必要である。

## 中国における口蹄疫の継続発生に伴う 国内防疫対策の徹底について

平成17年5月15日、中国において、口蹄疫(以下「本病」という。)の発生が確認され、さらに5月27日、本病の継続発生が確認されたことから、国内侵入の防止のため次の防疫対策の徹底をお願いします。

### 1 防疫対策

- (1) 家畜の飼養者は、畜舎や器具の清掃・消毒、農場への人や車両の出入りの制限等、飼養衛生管理基準の遵守による発生予防対策の徹底及び本病の特徴的臨床症状等の知識の修得に努めてください。
- (2) 家畜の飼養者は、本病を疑う家畜(以下「異常家畜」という。)を発見した場合には、直ちに獣医師等に対し報告し、獣医師は家畜保健衛生所に通報し、検査を依頼してください。
- (3) 家畜の飼養者は、畜産物(残飯を含む)を給与する場合は、加熱処理し給与してください。
- (4) 家畜の飼養者は、輸入粗飼料の中に糞等の異物を発見した場合には、直ちに該当ロットの給与を中止し、家畜保健衛生所に連絡してください。
- (5) 畜産関係者の中国、特に発生地域への旅行等について自粛することが望ましい。やむを得ず中国へ旅行する場合は畜産農家への訪問は自粛すること。中国の偶蹄類から生産された畜産物は、一定の加熱処理など必要条件を満たしたものを以外は輸入及び国内持込みは禁止されています。帰国後の海空港における靴底の消毒を徹底すること、帰国直後は畜産農家への立入りを自粛することが求められます。